

氏名(本籍)	コモン プラクトン (タイ)			
学位の種類	博士 (農学)			
学位記番号	博乙第756号			
学位授与年月日	平成4年3月25日			
学位授与の要件	学位規則第5条第2項該当			
審査研究科	農学研究科			
学位論文題目	COMMUNITY FORESTRY: VILLAGE LEVEL MODELS FOR SUSTAINABLE PRODUCTION AND COMMUNITY MANAGEMENT IN THAILAND (村落林業——タイにおける持続的生産と村落経営のための集落レベルモデル——)			
主査	筑波大学教授	農学博士	赤羽	武
副査	筑波大学教授	農学博士	熊崎	實
副査	筑波大学教授	経済学博士	小林	彌六
副査	筑波大学助教授	農学博士	成田	雅美

## 論文の要旨

現在、タイ国の森林は多くの熱帯諸国と同様、農用地や住宅そして道路敷や運河などの社会資本や他の用途に転換されているため、急激な減少に見舞われている。そのためタイ国では森林を維持し回復するため、国家レベルでの林業政策として村落林業計画 (Community Forestry Project) が実施され推進されている。

本論文は、タイ国における村落林業計画の実態を村落の維持発展との関係において理論的、実証的に分析することを目的としている。

本論文は3部からなる。

第1部は本論文の前提的考察で、まず熱帯地域における森林破壊、森林涸渇の実態を分析し、森林の絶対的減少、土壌侵食、砂漠化、種の絶滅の危機が顕在化しているとともに、村落の食糧その他彼らの伝統的有用資源の損失が顕在化しており、結果として村落社会の維持発展が困難化している。

続いて熱帯地域における用材林造成を目的とする大規模造林、小規模耕作農民によってなされている販売を目的とした商業用樹種の私的造林、小規模耕作農民による個人消費のための造林及び村落林業について考察し、村落林業が農村・集落を基礎として始めて成立しているとする。

そしてさらに村落林業について、まず村落林業が提唱されるに至った経緯とその概念について明らかにし、村落林業は社会林業 (Social Forestry) や共同体林 (Participatory Forestry) 等いくつかの言葉で論じられ、概念的には農村・村落の発展を一義的な目的とし、森林経営の中央集権化

を排すとともに、生産の持続的発展を意図した人間と森林のエコロジカルな統合であるとする。

第2部はタイにおける村落林業について具体的に考察したもので、まずタイの森林を概観し、タイ国の森林が急速に減少してきている実態を国際商品である米、メイズ、キャッサワ、シュガーケーン等に代表される商業的農業の展開との関連で分析し、農業の展開が土地なし農民の森林への侵入を結果していること、そしてそれは1961年に約53%を数えた森林率が88年には約28%にまで減少するに至った一大要因であるとする。

続いて、1856年のタイ国王室林野局（RFD）の設立以降におけるタイ国森林経営の展開過程について4期に分け考察するとともに、マングローブ林の保全と経営及び1953年に発足した水源林経営について考察している。これらは減少し、悪化した森林の再生と改良を眼目として実施されていることを具体的に分析し、さらに地域の農村・集落を林業経営の中に抱摂し、それによって森林を維持し、回復をしようとして導入されてきたRFDの村落林業について考察している。RFDの村落林業は、林業村（Forest Village）と集落林（Communal Forest）をその内実とするが、それは最初タイ林産公社（FIO）によって1967年に導入されていたものを1975年、森林改良事業に対処することを目的として改良し、導入したものである。林業村においては、これまでに森林を占有し、これを農地等に変換して占有している農民に対し、一定の土地を一定の条件の下で用益する権利を設定することを認めたものである。悪化した林地を改良するために、計画的な大規模植林が、林業村計画地域で実施され、農民に経営耕地を提供するとともに、国営の植林事業から生じる雇用労働によって賃労働機会が提供されている。ここでは、RFDによって道路、学校、送電施設、寺院などの基本的なインフラストラクチャーが設置され、さらに農業普及事業が関係機関を通じて農民に施されるなど農民の定住化が図られている。

集落林には、3つのカテゴリーがある。第1は伝統的森林施業に基づき、既存の天然林を対象にこれを保全しつつ利用する天然更施業によるもの、第2は燃料供給のために集落の土地を利用して植林するもの、そして第3は土地利用計画に基づいて配置されている国有林の中に農村集落が一定の条件の下に用益できる森林を設定するものであり、いずれも村落農民の自主的管理・経営が初めて存在しえているものである。

第3部は、タイ国全土で現在推進されている村落林業を具体的に取り上げ、その実態を分析している。まず最初に、村落林業の多様な存在形態とその成立理由を考察し、その存在はそれぞれの地域における自然的、社会経済的諸条件と、農業と林業の発展状況に依存していること、そしてその形態、性格は大きく異なるが、それは各々の林業村が設けられている地域の状況、すなわち地域性によってもたらされたものである。そしてさらにまた、森林を焼き払い、耕地化することによって行われる移動農耕（焼畑）について考察し、用材の伐採事業が終了した段階で侵入することが容易になった森林が耕地に転換されている実態を考察し、換金作物の導入がこうした地域の森林の耕地化を加速させているとする。林業村はこうした状況に対処するため、国土の40%（うち15%が保安林、25%が生産林）を森林に当てるといった林業政策達成の手段として実行されているが、この場合、林業村は水源林、自然公園及び動物保護区等、保安林地域にある集落と共存できるように実施され

ているだけでなく、生産林においても地域の農村集落の発展に有用であるよう配慮されていなくてはならないとしている。一方、集落林は、国有林であれ公的土地であれ共に集落農民の便益増進を前提として存在しているが、その存在形態は地域的に大きな差異を示している。従って、村落林業すなわち林業村及び集落林を設けようとする場合は、それによって立つ地域の性格について十分考慮したものでなくてはならないとする。

次に、全国各地から代表例としての6つの林業村と3つの集落林を事例分析のために取り上げ、その実態を事例的、具体的に分析している。事例分析に用いた6つの林業村は、①モナングット水源林林業村、②セルクサン林業村、③トンサワン及びコクサング林業村、④プーハン林業村、⑤クロンクルンヤン林業村、⑥サブランカ林業村でそれぞれ現在の林業村の持つ問題状況を代表する事例である。分析の結果は林業村はその位置する地域的諸条件に適合し始めて存在できるだけでなく、土地なし農民の森林への侵入を防ぐことが可能となり、その持続性が保証されているものであることとしている。

事例として取り出した3つの集落林は、①バン・パエ集落林、②コクパヘパ集落林、③コア・マイ・カエウ集落林で、集落の農民によってその生産、生活上なくてはならない森林として集落農民自身の手によって維持され、造成されている実態を明かにしている。この事例調査は、集落林が地域的諸条件を生かし、これにマッチしたものとして設定され、その管理・経営は地域農民の合意があって始めて持続されていることを明らかにしている。

以上の考察によって、現在実行されている林業村の設置と集落林経営からなるタイ国の村落林業は、それぞれの地域の特性と合致し、地域の実情を汲み取った形で存在していることを明らかにしているとともに、これをバックアップする各種の国家政策、林業政策が集落レベルでの地域住民の合意を前提とし、村落機能の維持が可能となって始めて機能し、意義あるものとなっていることを明示している。そしてさらに森林のこれ以上の皆伐をもたらないためにも、村落林業事業を積極的に推し進めていかななくてはならないが、それは農業と林業の調和のとれた発展、すなわち農民経済を安定させ、農業生産の持続的発展を企図したものでなくてはならず、アグロフォレストリーの積極的導入など森林への農作物の集約的作付け体系の導入が図られなくてはならないとしている。そして村落林業はまた、地域レベルにおける余剰労働を吸収する機能をもつものであり、地域農業に立脚した地場産業との結合にも期待していかなくてはとしている。

今日熱帯地域において、村落林業（Community Forestry）は森林回復・再生の有力な手段として広く各国に導入されている。タイ国もまたそうである。本研究はタイ国で今日実施されている村落林業の実態を対象に、その理論的・実証的考察を試みたものである。林業村（Forest Village）と集落林（Communal Forest）からなるタイ王国の村落林業は、地域の農民、農村と森林との安定した関係を作り上げることによって、一度破壊された森林を回復しさらに再生しようとするものである。これはタイ国の社会経済の発展とその地域的諸条件に対応して存在し、タイ国の森林の維持・再生に有効に機能していることを明らかにしている。本研究は、村落林業に関する本格的、体系的研究として高く評価できるだけでなく、熱帯諸国の森林の維持・回復・再生問題の解決に实际的に貢献

するところ大であると判断される。

よって、著者は博士（農学）の学位を受けるに十分な資格を有するものと認める。